

参加表明書作成要領

兵庫教育大学(嬉野台) 共通講義棟改修（Ⅰ－Ⅱ期）設備設計業務

2026年 1月

国立大学法人兵庫教育大学

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全て A 4 判縦とします。
- (2) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する同種業務及び類似業務とは、新営（改築を含む）又は改修の建築物に係る設計業務で、平成 22 年度以降に元請として業務を実施し、引渡し完了した次に掲げる条件を満たしているものをいう。（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る）。
 - ①同種業務
元請けとして設計した SRC 造・RC 造・S 造 3 階以上で延べ面積が 3,000 平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る設備の実施設計
 - ②類似業務
元請けとして設計した SRC 造・RC 造・S 造 2 階以上で延べ面積が 2,000 平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る設備の実施設計
- (4) 本業務は、管理技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
管理技術者は、設計チームの中心となる技術者であり全体を管理し、主任技術者は担当分野の中心となる技術者であり担当分野の責任者である。
- (5) 管理技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は、自設計事務所に所属するものであること。
- (6) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。
- (7) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における令和 7・8 年度設計コンサルティング業務「建築設備関係設計・施工管理業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ 1 枚添付すること。
- (8) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同八号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを 1 枚添付すること。

2 管理技術者の資格及び実績（様式 1）

- (1) 「1 資格」は、当該業務を行うに当たり関連する資格については「設備設計一級建築士」、「建築設備士」を優先して記入すること。
- (2) 「2 同種・類似業務実績」は、平成 22 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも 1 件記入（3 件以内）すること。
- (3) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (4) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が、主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備、機械設備などの別）及び具体的な役割を記入すること。

3 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式 2）

- (1) 管理技術者の資格及び実績（様式１）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはＡ４又はＡ３）１枚の範囲内で記述すること。
 - (2) 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式２）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはＡ４又はＡ３）１枚を添付すること。
 - (3) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式６）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。
- 4 主任技術者の資格及び実績（様式３－１及び３－２）
- (1) 主任技術者の資格及び経験（様式３－１及び３－２）は、担当分野の電気設備及び機械設備について作成すること。
 - (2) 「１ 資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を電気設備、機械設備については、「設備設計一級建築士」、「建築設備士」を優先して記入すること。
 - (3) 「２ 同種・類似業務実績」は、平成２２年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（３件以内）すること。
 - (4) さらに、「２ 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
 - (5) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が、主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備、機械設備などの別）及び具体的な役割を記入すること。
- 5 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式４－１及び４－２）
- (1) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式４－１及び４－２）は、担当分野の電気設備及び機械設備について作成すること。
 - (2) 「電気設備及び機械設備担当主任技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式３－１及び３－２）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはＡ４又はＡ３）１枚の範囲内で記述すること。
 - (3) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式４－１及び４－２）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはＡ４又はＡ３）１枚を添付すること。
 - (4) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式６）及び管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式２）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。
- 6 設計事務所の同種・類似業務等の実績等（様式５）
- (1) 「１ 技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者という。」）の人数及び資格について記入すること。
なお、協力設計事務所の技術者の人数については、（ ）書き内数で明記すること。
複数の資格を有する技術者については、「一級建築士」、「設備設計一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士」を優先して、このうちいずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。
 - (2) 「２ 協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。
 - (3) 「３ 同種・類似業務実績」は、平成２２年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単体又はＪＶ受注業務」を優先して少なくとも１件は記入（３件以内）すること。

- (4) さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設等名」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
 - (5) 「受注形態」欄には、単体、J V（設計共同体の構成員として受注）の別を記入すること。
 - (6) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（電気設備、機械設備などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。
- 7 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）
- (1) 設計事務所の同種・類似業務等の実績等（様式6）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはA4又はA3）1枚の範囲内で記述すること。
 - (2) 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはA4又はA3）1点を添付すること。

参加表明書作成について

参加表明書作成要領 1 総則（４）（５）（６）は、以下のとおり決められております。

- （４） 本業務は、管理技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
管理技術者は、設計チームの中心となる技術者であり全体を管理し、主任技術者は担当分野の中心となる技術者であり担当分野の責任者である。
- （５） 管理技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は、自設計事務所に所属するものであること。
- （６） 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。